

小さな拠点・地域運営組織の形成推進に関する有識者懇談会 議事概要

日 時：平成29年10月20日（金）10:00～12:03

場 所：中央合同庁舎4号館12階全省庁共用1214特別会議室

○吉田参事官 それでは、ただいまより「小さな拠点・地域運営組織の形成推進に関する有識者懇談会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

また、本日は、梶山地方創生担当大臣は、都合により欠席となっております。

また、会議に先立ちまして、本有識者懇談会の開催趣旨等につきまして、資料1に基づきまして、私のほうから御説明させていただきます。

（資料1に沿って説明）

また、本懇談会の委員につきましては、資料1の別紙、今年の懇談会のとおりでございます。本日は、藤山委員と牧野委員におかれましては、御都合により欠席となっております。

本日の座長につきましては、明治大学の小田切先生に引き続きお願いしておりまして、まず座長から一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○小田切座長 皆さん、御無沙汰しております。

ただいまありましたように、約10カ月前に私どもは報告書を手交させていただきました。それから10カ月間ですが、世の中で地域運営組織をめぐって、その理解が広がって、さまざまな設立などが行われると同時に、課題も明らかになってきました。政策の動きもありました。今回それを総括する形でこういう会議が開かれることを大変うれしく思います。それと同時に、KPIの見直しなども動いておりまして、それに向けてこの会議からもさまざまな発信をさせていただきたいと思っております。どうぞおつき合い、よろしくお願いいたします。

○吉田参事官 ありがとうございます。

それでは、以後の議事運営につきましては、小田切座長のほうにお願いいたします。

○小田切座長 それでは、お手元の議事次第に従って進めていきたいと思っております。

（1）の趣旨説明等においては、今ありましたとおりでございます。

（2）の取組状況に関して、意見交換を行いたいと思っております。

まず、私からで恐縮なのですが、資料2などを使いまして、地域運営組織やその論点について簡単にお話をさせていただきます。論点については、もちろん報告書でまとまっておりますので、むしろある種の雑感といいたいでしょうか、その後気がついたこと、あるいは

その中で強調したいことを簡単に5分程度でお話をさせていただきたいと思います。

資料2をごらんいただきたいと思います。申し上げたいことは4点ございます。

1つは、小さな拠点と地域運営組織の関係についてでございます。資料2（補足）というものを別途用意しております。地域活性化センターのガイドブックの中でまとめさせていただいたものでございます。小さな拠点がどのように政策形成されてきたのか、そして地域運営組織との関係等、これらは記録に残しておくことが必要だと思ってこんなことを書きました。これはこの資料の提出をもって省略させていただきます。

2番目、3番目が主として今日申し上げたいことでございます。2番目の地域運営組織と住民意識をめぐって、その後のさまざまな実態調査を通じていろんなことを考えました。一言で言えば、住民の「やらされ感」という問題をどう考えるのかという議論があります。このやらされ感から組織が停滞し、それが負担感を生んで、中には部会が空洞化している、実質上部会が動いていない。そして事務局依存が発生して、事務局が疲弊し、さらに活動が全般的に停滞する。こういう事例もないわけではありません。

これに対してどうしたらいいのか。特に2つのことが考えられます。1つは、設立段階で急がない対応。つまり、行政の時間軸と地域の時間軸の認識をしっかりとすることが必要だろうと思います。

もう一つ、これは小さな発見でもあったわけですが、いわゆる小さな成功体験を積み重ねていくということが、やらされ感から脱却する一つの方途だと思っております。その際には、小さな成功体験というのは、課題自体も決して大きなものではありません。例えば生活交通に対応するとか、そういうものではなく、ここにありますように、糸魚川市の城南地区のRMOでございますが、ここでは「なんでも屋」を組織して、最も活動しているのが包丁研ぎだということでありまして。包丁研ぎは、今は自分でもできず、お店でもなくなっているし、もちろん行政がやるものではないということで、この地域運営組織が年間200丁研ぐことによって、それが信頼感と、いわばやらされ感の脱却につながっている。そんなことを確認することができます。

3番目は、地域運営組織形成のプロセスデザインとありますが、この図にありますように、地域運営組織はそのプロセスが多様であることを確認させていただきました。横軸が形式的な整備、縦軸が内実の整備。45度線の延長線上に「手作り自治区」という言葉がありますが、地域運営組織の中で最も本質的なもの、最も活動しているものを仮置きとして「手作り自治区」と呼べば、スタートしてここに至る過程は、通常はこの45度線上のように内実も形式もともに整備されていく併進型が想定されておりますが、そうではなく、むしろ内実が先行するもの、そして形式が先行するもの、さまざまなパターンがあるということに気がつき始めております。

そして、何よりもこの形式が先行するもの、つまり、A点からC点に至って、そしてE点に至るというプロセスが最も多いのではないかという実態認識を持っております。量的な把握はできておりませんが、ひょっとしたら過半どころか、7割、8割を占めるのかも

しれません。その際、問題は、仮にCまで行き着いたとするならば、つまり、形式的な整備がある程度なされたとするならば、いかにそこに内実を備えていくのか。俗な言葉で言えば、魂を埋め込んでいくのかということですが、実はそれに失敗して、C点からそのまま滑落してしまうといった事例が少なくありません。

その問題点を見れば、1ページ目の一番下にありますように、地域の当事者意識の醸成を怠っている。すなわち内発性の欠落。マニュアルや他地域事例をそのまま当てはめてしまう。つまり、多様性の確保の欠落。あるいは3番目は、そもそも既存組織に依存してしまう。地域を革新するといった視点がなくなってしまう。

次のページです。そういうふうの問題点を捉えれば、実はC点からの脱却は、内発性、革新性、多様性をいかに確保し、発揮するのかということがポイントになるのだらうと思います。

しかし、それ以上に必要なのは、何よりもスタート時点からある種のプロセスデザインをしっかりと認識して、望ましくは45度線を駆け上がっていくようなプロセスではないかと思えます。総務省ではこの点について検討させていただいております。池本委員、高橋委員も加わっていただき、研修用テキストを作成いたしました。その中で、この図を作りましたが、ここには3つのベクトルがあります。「動いてみる」。これは具体的な活動をするということで、内実です。そして「形作る」は形式です。そしてその中で学んでいく。「知る」。内実の一つですが次への発展のバネになるです。この3点がいわばスパイラル型に展開していくことが重要だと。そのための具体的取り組みの研修用のテキストを総務省の委員会で作くり上げることができました。こうしたプロセスデザインが必要なのだらうと考えております。

4番目は多様性です。あえて表をつくっておりますが、過疎地域と非過疎地域では取り組んでいる事業が違うということがここで確認されております。一番下に「1組織当たり活動数」とありますが、この活動項目を仮に「活動数」として平均をとれば、過疎地域2.5、非過疎地域2.2、こんな差があることが改めてわかってまいりました。

最後ですが、簡単に申し上げてみたいと思えます。今のような多様性は組織をめぐってさまざまに存在しております。特に分離型という形。これは名和田先生が命名しておりますが、法人を「切り出す」中で分離型が生まれておりますが、この分離型にますます多様化が進んでいる。これは岡山県津山市に合併した旧阿波村がつくっている「あば村」という地域運営組織であります。運営協議会というヘッドクォーターに連合町内会、NPO、社団法人、合同会社、法人でいっても3つのものがぶら下がっているという形になっています。あば村では必ずしもその実践はありませんが、中にはこういうふうに切り出したものが他地域の活動をしている。そういうものを見ることができて、その意味では、活動あるいは形態が非常に複雑になっているというのが実態だと思います。これは地域運営組織というよりも地域運営ネットワークと呼んでみたいものでもあります。今、このネットワークの運営のビジネスモデルが必ずしも存在しないということでありまして、これを蓄積してい

くことが必要ではないか。そんなことを考えております。

以上、まさに雑感でございました。報告書以後いろいろ気がついたこと、感じたことを報告させていただきました。

それでは、私の報告に続きまして、事務局より形成推進に向けた取り組み状況について、これも5分ほどでお願いいたします。

(資料3に沿って説明)

○小田切座長 ありがとうございます。

議論については、後ほどまとめて行いたいと思います。

続きまして、昨年の有識者会議最終報告後、総務省において地域自治組織のあり方に関する研究会が立ち上がり、地縁型組織の法人格を含めて議論をいただいております。昨年の7月に最終報告が提言されております。私も勉強させていただきましたが、そういう方法があったのかという、そんな精緻な報告だろうと思います。

この研究会においては、本懇談会の委員であります名和田委員が座長をお務めになり、飯島委員が委員をお務めいただきました。

つきましては、名和田委員、総務省の研究会の報告について、10分程度で御説明をお願いいたします。

○名和田委員 名和田でございます。

資料4が私のレジュメでございまして、その後資料5、以下ずっと行きまして、参考資料1-2というのが、私がこの間書いた文章であります。これらは後でござらんいただくこととしまして、本日は資料4のレジュメをござらんいただきながら聴いていただきたいと思っております。それから、総務省の地域自治組織のあり方に関する研究会の報告書そのものもついておりますので、適宜ページをめくっていただきながらお聞きいただければと思っております。

資料4は2ページ物でありまして、まずお話の前提としまして、かなり私見とか私的な感想を含んでおります。正確な内容、法律学的にもかなり高水準のものでありますので、正確なところは総務省の方に補足をさせていただきたいと思っております。

この報告書を理解するときの一つのポイント、重要な点なのですが、総務省の研究会ですので、地方自治制度の分野の仕組みについて検討しています。したがって、私法人では認可地縁団体を扱うということに必然的になりますし、公法人ですと特別地方公共団体ないしそれに類する仕組みを検討したということでもあります。

今後具体的な議論がこの仕組み、ちょっとおどろおどろしく見えるけれども、こんなことに使えるのではないかとといったような議論が湧き起こることを期待しております。

私に与えられましたテーマは、主として認可地縁団体、私法人についてどういう検討をしたのかということなので、それを主にお話ししたいと思っております。しかる後に、その他の検討事項につきましてもほんのちょっと触れるということにいたします。

認可地縁団体という仕組み、皆さん御存じだと思いますが、1991年に地方自治法に規定されました。「保有不動産等をめぐるトラブルを防止し、住民自治に極めて深い関連を有

し地域社会において重要な役割を担っている地縁による団体が活動しやすくするために設けられたものである」。報告書にそういうふうに整理されております。

報告書の重要なポイントですけれども、その後、一般社団法人制度ができて、法人格を取得すること自体は簡単にできるようになったわけです。にもかかわらず、なお認可地縁団体制度が地方自治法の中に規定され続けているということにどういう意味があるのだろうか。これは極めて法律学的な発想ではあるのですが、そういう発想で物を考えたということでもあります。

それを考えると、ポツの2行目「社団法人のうち、自治会、町内会等の地域の共同活動を行う地縁型組織であって、その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、民主的な運営が確保されるものに対して、組織の現況を活かし、活動の制約要因にならない簡便な法人制度を用意し、これによって不動産の保有等の活動をしやすくしている」というふうに理解すると、合理的に法解釈ができるのではないかということでもあります。ですから、それを生かして、現時点での活動をしにくくしている面は除去していいのではないか。そういう基本的な立場で検討いたしました。

そうすると、どうなるかということ、たったこれだけなのかという御感想もあるかもしれませんが、結構緻密に検討いたしました結果で、後でお読みいただきたいと思いますが、ざっと論点だけかいつまんで申しますと、(2) 認可要件としての財産保有の見直しというので、これが一番大きなことかと思えます。今まで認可地縁団体になるためには、何か財産を持っていなければならなかったわけです。保有財産の権利関係の曖昧さを解消するためということがありまして、それでわざわざ国債を買ったとかそういうことも言われておりました。これは今や除いてもいいのではないか。自治会、町内会が法人格を持って有意義な活動をしようというときには、特に財産を持っていなくても認可地縁団体として認可されるというふうにしてもいいのではないかという結論を出しました。

それ以外、いろいろと各方面から御要望いただいていることを検討いたしました。いろいろと法体系の中で検討してみると、なかなか難しいなというのが基本的な結論になっております。(3) として構成員に団体を含めることができるかというのは、それだと二重投票といった事態にもなり、難しいのではないかと。

構成員名簿の作成義務につきましては、なくしてほしいという要望があったかと思うのですけれども、私の知っている実態でも、構成員名簿ぐらいはそんなに負担なくつくっているのではないかということで、これは法人というものである以上、最低限のこととして維持すべきではないかということでもありました。

次に総代会制度についてです。私の住んでいる自治会も2,800世帯もあるので大変なのですが、総代会という制度があると楽になるかもしれません。しかし、ほかの法人の仕組みでそうした制度を持っているケースとのつり合いを考えると、総代会を導入すると、あれこれと面倒な仕組みによって会員の権利を保障することになり、かえって簡便な制度にならないというような検討結果であります。

2 ページ、コミュニティ・ビジネスなどを積極的に行う場合に、代表者、会長、自治会長以外へ代表権の付与ができないかということも検討したのですが、かえって権利関係が複雑になるといった懸念があつて、やや消極的な結論を出していたかと思います。

登記ができるようにしてほしいということもあつたのですけれども、現在、市町村役場での告示という仕組みがありまして、告示事項の証明書というものが発給されるのです。ですから、登記にかわる公示性は現状でも十分ではないかと考えました。

計算書類作成義務を課して、むしろビジネスの世界での信頼性を高めてはいかがかということもありましたが、一般的に言うと、そこまで求めると簡便な制度でなくなるということがありました。

税制上の取り扱いは、総務省限りでは難しいので、これはなかなか難しいねということになった。

ということで、法体系上の均衡とか、あるいはこの制度の趣旨、一般社団法人制度ができた後でもなお、この制度が必要である趣旨を考えると、財産の保有ということを経可要件としては外してもいいのではないかという程度の見直しに結論としてはなつたということであります。

この結論を導くに当たって座長として抱いた感想は、認可地縁団体というのは、収益事業とか積極的ないしは専門性の高い事業をやる自治会が都市部でも最近結構ふえているのです。そういうことをやろうとするときに、とりあえず試しにやってみるときの手軽な法人制度と言うべきではないかと思います。私が知っている事例でも、コミュニティサロン、コミュニティカフェをやってみて、だんだん経営破綻に向かってしまったケースがありました。認可地縁法人でそれをやり続けていると、地域の人に御迷惑がかかりますので、NPO法人を設立して経営を移管したのだけれども、結局は破綻して、別な社会福祉法人に経営移管したのです。この経過を念頭におきましても、認可地縁団体というのは、とりあえず試験的にやってみる手軽な簡便な法人制度と言うべきではないかなと感じました。事業が本格化いたしましたら、別な法人に移行することが有効なのではないかと思いました。

以上が認可地縁団体に関するざつとした説明であります。不正確さがありませんでしたら、後で総務省から補足を願いたいと思います。

あと、簡単に残りの点について述べますと、この報告書の中で指定法人制度について若干検討しております。報告書28ページであります。これにつきましては、この場でちょっと話題になり得ることではあるかなと思います。地方自治制度としては、現時点においてこのように国が法律的な枠組み（要件・効果）を設定する必要があるものは見当たらないけれども、今後具体的なニーズが生じた場合には、その必要性が検討されるべきであると述べておりまして、内閣府というお立場で、指定法人制度というものが地域で使いやすいという声もし拾われるのであれば、そういうことをお考えになってもいいのではないかと感じます。

この報告書の大部分をなしております当然加入制、強制加入制の地域法人が果たして現在の憲法体制のもとでできるのかということにつきましては、これは基本的にお読みいただくことになるのですが、公共組合と言われるもののタイプと特別地方公共団体タイプ、2つのものを検討いたしました。きょうはそれを話すことが私の任務ではありませんので、具体的な中身は省略いたしますが、感想として2点だけ述べさせていただきたいと思いません。

1つは、報告書の48ページに図があります。これは小田切先生も印象深くごらんになったようですが、この図の意味についての私の理解ですが、基本的な地域運営の主役は地域の団体、自治会、町内会とか、あるいはまちづくり協議会といった組織であって、その中でどうしてもみんなが強制的に会員になっていないと成り立たないような事業。例えばここで具体的な地域名を出すことは適当でないと思いますが、都市部の中で負担金を取ってみんなのための事業をすとか、あるいは地区のBIDとかCIDと言われている試みなどを考えますと、その中でこちらの地域とこちらの地域で負担している額が違うとか、負担している人としていない人がいて不公平であるとか、そういうことで非常に困っている事例があります。少なくとも都市部ではあります。そういうときに、強制加入制の仕組みを部分的に、地域の課題の中の一部について導入してはめ込むと。あくまでも全体を取り仕切っているのは民間側の協議会組織であると。そういう構想のもとに我々が物を考えてきたのではないかなと感じております。

もう一つの感想は、当然加入制、強制加入制というものがおどろおどろしいと冒頭申しましたが、なぜそう感じられるかということ、我々は長く自治会、町内会という偉大な民間組織、みんなを会員にするということを事実上やってきたわけですから、本当に偉大な組織だと思うのですが、それに慣れきっていて、自治会があるから、みんなが納得しているのだとか、自治会を当てにすれば、行政として十分だとか、そういうことに慣れきってしまっていて、今、都市部を中心に加入率が場合によっては5割を切るといったようなところが出てくる中で、本当にみんなが負担して、みんながサービスを楽しむということが実はできていない。そういうことを我々は十分に意識することができていない。その中で、実は強制加入制の団体というものが本気で考えられないとおかしくなる分野がありますよねという問題提起をさせていただいたのだなというふうに、取りまとめを行った座長としては今、感じているところです。

非常に雑駁ですけれども、以上といたします。ありがとうございました。

○小田切座長 名和田先生、ありがとうございました。

飯島先生におかれましては、後ほど御議論に参加していただければと思います。

ただいまありましたように、この報告書の論点、多岐にわたっておりますが、特に認可地縁団体の見直しについての提言があります。そうなれば、地方自治法の改正等も必要になってくるわけですが、本研究会を担当されております総務省自治行政局行政経営支援室の植田室長にお越しいただいております。もしよろしければ今後の方向性についてお話を

いただければと思います。

○植田室長 御紹介いただきました総務省の植田でございます。

先ほど名和田委員から研究会の報告書の御説明をいただきました。参考資料1-1という1枚紙に、この研究会でどういう認識のもとにどういった議論をしたか、その結論がどうだったかということコンパクトに書かせていただいております。前半、認可地縁団体制度の見直しという部分につきましては、今後人口減少がさらに本格化していく中で、福祉、防災を始めとするさまざまな面での地域の助け合いが非常に重要になってくるだろうということで、非常に簡便な制度で現にあるという自治会等をより使いやすくする制度という趣旨で、不動産等の保有予定の有無にかかわらず、設立目的を「地域的な共同活動」に拡大するということを検討すべきではないかという御提言をいただいているということでございます。

この後、雲南市さん等からもお話しいただけるのかなと思いますけれども、各地域でもこういった見直しについて御議論いただいて、そういう見直しを求める声もあるというふうにお伺いしております。

ただ、新しい法人、さらに団体制度の見直しということになりますと、より詳細なニーズを把握していく必要があるので、各方面の意見を聞いていこうと思いますし、また、地方自治法の改正になりますと、地方制度調査会というところで御議論されるのが通常ということになります。

いずれにいたしましても、今後この認可地縁団体制度の見直しに関しまして、引き続き検討させていただきたいと考えております。

第3章で先ほどもございました新たな地域自治組織ということで、こちらは強制加入団体ということでもありますけれども、どちらかといいますと、ここで念頭に置いていたのは、まさに都市部におけるさまざまな地域で強制加入という形にしないとフリーライドの問題が起こってしまうというものについて、どういった解決策があるのかということをご検討したということございまして、公共組合としての地域自治組織、また特別地方公共団体とするという、2つのことについて御議論いただいたということでございます。

これに関連いたしまして、現在、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部のほうでも日本版のBIDについて御議論をされているところだとお聞きしております。そういった中で、強制加入ということになりますと、相当な透明性、民主的な正統性ということが必要になってくるだろうと考えますので、またエリアマネジメントという考え方、話を進める中でも、この研究会での御議論というものが一部参考になる部分があるのかなと感じております。

そういった意味で、認可地縁団体制度の見直しのほうにつきまして、検討の方向性というのがある程度見えている部分があるのかなと思いますが、右側の地域自治組織につきましては、これを今後都市部を中心とした自治、地域の問題にどういうふうに活用できる可能性があるのかということを探求してまいりたいと考えております。

以上です。

○小田切座長 植田室長、ありがとうございました。

さて、きょうは、地方自治体を代表して兵庫県から濱西局長、島根県雲南市から板持企画官にお越しいただいております。委員会メンバーではなく、ゲストとしてお越しいただいております。本来は最初に御紹介すべきだったと思います。その点、申しわけございません。

お二人から地方自治体の取り組み、あるいは今回のさまざまな報告書や制度改正の動きについてお話をいただきたいと思います。

まず、雲南市の板持企画官は、小規模多機能自治推進ネットワーク会議の事務局をお務めになっておりますので、それを代表してお話をいただければと思います。お願いいたします。

○板持企画官 それでは、小規模多機能自治推進ネットワーク会議の事務局をしております雲南市の板持と申します。よろしくお願いいたします。

私どもでは、かねてから地縁型の法人格につきまして、何らかのものが要るのではないかとこのことを申し上げておりましたので、このたび、先ほど御紹介がございました総務省さんでの研究報告書につきましてアンケート調査を実施しておりますので、資料5に基づきまして御紹介をさせていただきたいと思います。

このたび研究いただいたことにつきましては、私どもは大変ありがたいと感じているところでございます。そうしたことがございましたので、私どもとしましては、自発的に8月に調査を実施したものでございます。調査対象は約260の会員でありまして、そのうち自治体会員は227でございますけれども、現時点では自治体会員は233になっております。

回収数につきましては39ということで、そのうち自治体が37でございます。比較的少ない数ではございますが、回答されましたところにつきましては東北から九州まで、エリアとしましてはほぼ満遍なくありまして、主に関心がある自治体が回答されているという状況でございます。

中身につきましては、2枚目をご覧いただきたいと思います。まず認可地縁団体につきまして、目的要件の緩和について見直したほうがいいのかどうかという簡単なアンケートをとっております。結果からしますと、「是非見直して欲しい」あるいは「見直した方がよい」という意見が約7割でございまして、非常に多い意見でございます。

下の四角の中に主な意見というものを載せておりますが、簡便な制度の利点が生かされて、事業運営が円滑にできやすいといったことですか、あるいは認可地縁団体という制度そのものに非常になじみがあって、ハードルが低くて使いやすいのではないのかといった御意見もございます。

一方では、四角の中の最後のあたりに書いてございますが、委任方式でなくて、世帯単位での表決権を求めたいという意見が非常に多いという意見もございますが、これにつきましては、報告書の中におきまして、論理的にこうしたことはできないということが書いてございまして、下のオレンジのところ結論として書いておりますのは、見直しを求め

る意見は非常に多いということと、報告書の内容がまだ十分に理解をされていないと思われるということで、もう少し理解、浸透が必要なのではないかと書いております。

続きまして、3ページ目は、公共組合につきまして、導入可能性のある地域がありそうかどうかという部分でございます。これにつきましては、「可能性は低い」あるいは「将来的にも可能性は低い」といった意見が46.2%でございます。一方で、「どちらとも言えない」という意見も41%ございます。その理由の主なものとしましては、目的が限定されてしまって使いにくいのではないかとといったものですとか、あるいは現段階ではなかなか判断ができにくいといった意見が多くあったところでございます。

少し飛ばしまして、4枚目でございます。その他の意見というところで、主なものを挙げますと、市の下請的なイメージを持ちやすいといった意見が多いところでございます。

まとめとして、下のオレンジの枠の中の2点目、こうした制度を求めるほど成熟している地域はまだ少ないといったことと、手続の煩雑さ、目的の限定性といった部分を敬遠する意見が多いということでございます。

続きまして、5枚目、特別地方公共団体タイプについて、導入可能性がある地域があるかどうかといったことでございます。「可能性は低い」あるいは「将来的にも可能性は低い」といった御意見が56.4%ということで、過半を占めております。

その理由といたしましては、四角の中でございますが、こちら行政の下請機能的な捉え方になりがちだといったことと、あるいは現時点ではなかなか判断ができない、あるいは地域運営組織が設立されてまだ期間が浅いといった御意見がございます。

少し飛ばさせていただきますと、6枚目でございます。上のところで支障になる点、改良したほうがよいと思われる点ということの御意見を記載しております。あり得るといった御意見の中には、例えば特別地方公共団体という名称自体は敬遠しがちではないかといった御意見ですとか、あるいは2番目として手続が煩雑過ぎるのではないかと、あるいは3点目としましては、もう少しメリットを強調したほうがイメージが湧きやすいのではないかと御意見もございます。

まとめとしまして、下のオレンジの部分の2つ目、成熟している地域はまだ少ないといったことと、より煩雑な手続を敬遠する意見が多いということで、組織が成熟化し、手続が簡素化された場合には、逆にニーズがふえる可能性もあり得るのではないかとことでまとめております。

7枚目につきましては、仮にこうした制度ができた場合、どんなことが可能になり得るだろうかということを選択方式で回答いただいておりますけれども、例えば契約行為あるいは地域内交通等々でございます。これについての詳細な説明は割愛させていただきます。

最後に8枚目でございます。その他、報告書の中でよくわからなかった点等につきましても意見を求めています。主なものだけを御紹介させていただきますと、専門性が高く

理解しにくい内容だということで、具体的な解説がないとなかなか判断ができにくいといった意見もありますし、やらされ感ということに注意をしなければいけないという御意見もございます。

全体を通じたまとめとしまして下のピンク色の部分に記載しておりますけれども、まず1点目としましては、報告書の内容がまだ十分に理解されていない点が多いということで、内容を読み込んで理解する機会を設ける必要があるであろうと感じております。こうしたことがございますので、ネットワーク会議としまして、今年も全国各地でブロック会議を開催しておりますけれども、そこで勉強会的な要素も入れつつ、学び合いをしているところでございます。

2点目としましては、組織の成熟度が低い地域が多いということで、成熟度を高めるような取り組みも一方では必要であろうと思えます。

3点目としましては、議論には一定期間が必要だと考えられ、組織の成熟度向上にも一定の期間が必要だということもありますので、現場実態に照らし合わせつつ、組織の成熟度を加味した議論が必要ではないかというふうにしております。

最終的に矢印の部分で記載しておりますのは、アンダーラインの部分、地域の成熟度向上期間と議論の所要時間を考慮し、組織の量的・質的向上を進めつつ、並行して議論を進めていく必要があるのではないかと考えておまして、今後の議論に期待をするところでございます。

以上でございます。

○小田切座長 ありがとうございます。大変貴重な意見をまとめていただきました。

それでは、引き続きまして、兵庫県企画県民部地域創生局の濱西局長に地域の実態や課題、あるいは取り組みの実態などについてお話をいただきたいと思えます。

お願いいたします。

○濱西局長 兵庫県で地域創生を担当しております濱西と申します。どうぞよろしくお願ひします。

まず、1ページをお願いいたします。兵庫県では地域創生に先駆けまして、平成20年から「ひょうご地域再生大作戦」を展開しております、きょうは、その取り組みの中で法人化ということにつながっている部分を中心に説明をさせていただきます。

1ページの左にございますように、兵庫県は県庁が神戸ですので、どうしても都市部というイメージが大変強いのですが、その地図にございますように、神戸、阪神から播磨の沿岸地域の部分で約550万の中で460～470万が住んでいる。ただ、播磨の北西部から但馬、丹波、淡路というところは面積的には75～80%近いのですが、その地域に約90万人の人が住んでいるという状況にございます。

「小規模集落」というのは、兵庫県特有の言い方なのですが、世帯数50戸以下で高齢化率が40%以上の集落。それは平成19年に220あったのが、平成27年には倍以上になっているという状況にございます。

そこで地域再生大作戦を展開しておりますが、地域住民の自主的な活動に対して、行政による支援ということで、アドバイザー、大学、NPOという外部の人間を入れたことが大きかったと考えております。

2ページの右側に「地域再生大作戦の特徴」と書いてありますが、多様な主体の参画。若者、よそ者、ばか者というのがよく言われますが、大学生は全てに当てはまるわけで、そういったことでいろんな触媒というか、いろんな形で展開していく。その中で、一番左手の下「地域の変化」というところで、マイナス志向だった地域がプラス志向になった。ややもすると閉ざされた空間だったのが開かれた空間になった。それから、新しい関係の構築というところが一番関係するところで、ここでは「地域協議会」と書いていますが、いわゆる活性化協議会とか、自治会の中にそういう仕組みをつくって、稼ぐ仕組みづくりをやった。それが稼がれたので、いろんな組織をつくっていこうということになっておりますし、先ほど小田切先生からもお話がありましたけれども、我々も新しい関係の構築の中で、実は単なる集落だけでなく。集落というのは、明治の合併とか昭和の合併以前の旧村とか町の塊でいくのかなと思ったら、それを飛び越えて連携をしているとか、ネットワーク化を図っている。例えばこの間、道の駅ができたときに、道の駅の指定管理を受けるときに法人化をした。そのときに集落が中心になってつくったという事例も出てきています。

3ページが平成25年時点での地域再生大作戦の概念図です。これまではモデル事業ということで、都市と農村の交流というのを本庁ですっとやっていました。モデル事業から一般化していこうと。一般事業化するとき、「がんばる地域」交流・自立応援事業ということで、大変自由度の高い助成をやるということ、平成25年の時点でも法人化というのをメニューには入れておりました。だけど、その地域で法人化がわかる人というのはリーダーだけなので、実際に参加する人は稼ぐこととかそういうことをしたいものですから、なかなかメニューの中ではとっていただけなかったということがございます。

4ページは、現在やっているものですが、「がんばる地域」応援事業を幾つか分けまして、自由度が高いので、法人化も移住対策も何でもできるようにはしていたのですが、なかなかできなかったのもので、その中で特徴的にしようということで、4ページの右手にありますように、地域おこし協力隊の起業化モデルとか、それから田舎に帰ろうプロジェクトというのは移住対策なのですが、下から2番目の地域創生会社設立・運営支援事業というのは、まさしく去年から始まった法人化への取り組みを支援するもの。要するに、もともと法人化のメニューはあったのですが、やってもらえなかった。要は、「がんばる地域」の事業化をやっても、もう一度応援しましょうということで進めておりますが、これはなかなか進んでいるという状況にございません。

5ページ、6ページがその成果をまとめたようなものですが、我々としては、6ページの左上の地域経営型モデルが全体のモデルかなと思っておりますが、ビジネスに特化したものが地域ビジネス型モデル。交流・体験を中心にしたものが交流・体験モデル。若干福

祉的にはなりますと、高齢者の生きがい対策というものをやっている生きがい創造型モデル。この4つの類型の中で、生きがい創造型モデルはすぐに法人化ということになかなかならないと思うのですが、あとの3つについては今、まさしく法人化を進めているというところになります。

8ページに行きますと、地域再生大作戦をずっと展開してまいりまして、交流から自立、自立から持続と。先ほどからもよく「持続」という言葉が出ておりますように、我々は、持続させていくために法人化が必要だろうということで、今後も法人化については積極的にやっていきたいということです。

9ページになりますが、地域運営組織の法人化ということで、先ほどからもこの辺はいろいろ述べられているので飛ばさせていただきますが、我々も小学校がやっている部分についてはできるだけ法人化を進めていきたいと考えています。

10ページになりますが、ただ、法人化の利点はいろいろPRするのですが、課題が多い。専門化、煩雑化する。特に事務局体制の確保が大変難しいということで、財源と人材確保を何とかやっていきたい。

そういうことで、今の制度では法人化については1年だけ、単年度の支援になっているのですが、今後は地域再生大作戦のいろいろなメニューでそういう仕組みをつくりつつあるところをアドバイザーとか。これまでのアドバイザーは1人で入っていたのですが、今後は中間支援組織の組織をマネジメントできるような人と一緒に、複数の人間を入れてそういったことをやっていく。その上で、法人化につきましても1年の支援から、2年、3年までの支援をできるだけやっていきたい。

一番最後のページが今まで地域再生大作戦をやった主要箇所なのですが、今は現実的にはこれよりも若干ふえて、300近い地域をやっていますが、この中で法人化を進めるところを今後ふやしていきたいなと考えています。

以上です。

○小田切座長 濱西局長、ありがとうございます。取り組みがパッケージ化されているのが大変印象的でありました。

それでは、さまざまな報告をお聞きいただきましたが、今から約30分間ぐらい、これまでの発表を踏まえて委員の皆様方からの御議論をいただきたいと思います。

便宜上2つのブロックに分けたいと思います。1つは、国や地方自治体の取り組み状況について、一般的な議論です。2つは、少し専門的な議論が必要だということで、法人化の検討状況については、後半のブロックでまとめてお話をいただければと思います。

この場は、国や地方自治体のこの間の取り組みを叱咤激励する場でもありますので、すばらしいということだけではなく、こんなことが必要だ、こんなことが不足しているのではないかと。むしろそちらを重点的に話しただければと思います。

まず、指名して恐縮ですが、梶原町長の矢野委員から取り組み状況についてお話をいただけますでしょうか。

○矢野委員 おはようございます。

昨年12月に小田切先生を中心に地域運営組織の報告書をつくり上げていただきまして、その後、私のところでは、2つの地区で地域運営組織を立ち上げました。私の町は明治に6つの村が合併しております。その6つの村が現在、区制として残っております。区の4つが立ち上げておりましたので、その後2つ立ち上げたことで、町内100%の立ち上げができたところであります。その組織をつくる考え方は、その地域で一生過ごすか、過ごさないかという思いによって、都市部と中山間地域、田舎では変わってくると思います。

その中で2つ立ち上げて、6つが個々に動き出したということと、もう一つは、6つが協議会をつくって、それぞれ補填して補っているのだということです。月に1回とか2カ月に1回議論し、活動報告をしながら、さらに支え合っていくという仕組みをつくっておきまして、その仕組みが今度は海の地域との交流につながっていくのではないかと考えているところであります。「できることから進めていく」とのことに取り組みをはじめていきます。

先ほども報告がありましたけれども、余り大きなことを望んではスタートにつまずきがあって、時間がかかります。ですから、できることから進めていくのだというやり方が一番いいということで、私が立ち上げで強く感じたのは、それを進めるリーダーが必要であり、その上に国の政策、県の政策を熟知している方が最も望ましいのではないかなと思っています。もう一つは、立ち上げるときに、各市町村長のリーダー的な役割も必要ではないかと思っています。それは、お金が必要だからです。お金も最初に集中的に投資することによってどんどん活動が進んでいきます。

これは私の実績でありますけれども、1つ立ち上げた「ゆすはら西」というところは、有害鳥獣のイノシシ、シカを駆除し、これまでイノシシ、シカを山に放置してお金にできなかった肉を、「ジビエカー（移動式解体処理車）」という車を、日本で最初に第1号として世界でも1台しかないのですが、長野県のトヨタ自動車と提携して8月に導入しました。それは2時間以内に皮を剥いで血抜きをして、それから冷凍に持って行って加工品に持っていく。まさにゼロからお金になってくるという仕組みがこの地域運営組織で始まるうとしております。このように取り組みを支えていくリーダーが必要ではないかと感じております。

○小田切座長 ありがとうございます。まずできることから始めて、そして今では町内全域6つの組織ができている。しかも、重要なことはこの6つの組織が連携を始めているということ。私も何度かお邪魔させていただきましたが、大変感銘しております。

それでは、ほかの委員の皆様方、今のお話も含めて、今までの取り組み状況、あるいは今後期待されること、その話をいただければと思いますが、いかがでしょうか。御質問でも構いません。いかがでしょうか。

それでは、貴重な時間ですので指名させていただいてよろしいでしょうか。高橋委員、今までの議論の中で、何か語っておきたいことがございましたら、お願いいたします。

○高橋委員 資料3（別紙2）のところで山形県の支援という部分があるのですが、このほとんどを自分が事務局長を務める「おきたまネットワークサポートセンター」が県の受託を受けて今、展開をしているところです。現在6つのモデル地区を対象に地域運営組織の形成に向けてお手伝いをしているのですが、先ほど小田切先生の資料にもあったように、行政の時間軸と住民側の時間軸にかなりずれが生じているという部分があります。廃校であったり、克雪センターというものを行政側が改修工事をして、住民にそこでビジネスをやらないかと。そのためには地域運営組織モデルに手を挙げて、やらないかというところをやっているのですが、スタート段階で住民がそのビジネスについてそれほど求めていないというところがまず見えてきています。人口が200人あるいは500人以下のコミュニティーの中で運営組織をつくりたいという行政の思いがあるにしても、マンパワーが明らかに少ないという中では、その地域を活性化するために外の力を入れるようなソフトのところにもう少し力を入れるべきではないのかなと思うのです。

もう一つ、最先端の技術をそういう過疎の中に企業と連携して取り入れながら、生活支援という部分を補完するような環境ができないかという形で、仙台市にあります東北活性化センターとこの間話をする機会がありまして、東北の企業さんたちとそのようなマッチングができないかという形で、来年度あたりから動けないかという話を今、進めさせていただいているところであります。

ですから、現在法人格というところまで至っていないのです。正直言いまして、年間5～6回のワークショップをやっていく形をつくろうとしているのですが、かなり疲れているという部分がありまして、特に40代以下の方々のワークショップへの参加はほとんどありません。今までまちづくりを進めてきた方々、55から75ぐらいの方々が何とかしなくてはいけないと。今まで地域が衰退していく姿を肌で感じていらっしゃる方はワークショップの中に参加していただけますけれども、便利ではないのだけれども不便を感じていない若者層については、危機感が共有されていないという部分があると思うのです。

ですから、当事者意識という部分では、データのものをどう捉えて、それをどう解釈するかという取り組みをしていかなくてはいけないのではないかというふうに実はここ数カ月思っているところです。

その中でも県のモデル事業を通して住民がだんだん組織の形であったり、あるいはそのルールというものを理解するようになってきたので、それを外に公開することによって、よその地区からうちもそういう取り組みをやりたいという声が出てきていることも事実です。

○小田切座長 ありがとうございます。ワークショップといういわば地域運営組織づくりの入り口のところで課題があるし、一方で、イノベーションを地域運営組織がどう活用するのかというかなり高度なところでもまた展開があるという話をいただきました。ありがとうございます。

加本委員、今までの議論、いかがでしょうか。

○加本委員 私のほうもいろいろな活動をやっておる中で、北海道から九州までいろいろな視察が結構ございます。それもいろんな段階の進度の方々があります。とりわけ最近は、大学の先生がたくさん来られます。京都や静岡をはじめ、明日は北海道から来られる予定ですし、九州からも来られます。そうした中で視察にいらっしゃる皆さんが一番聞きたいのは、現場で組織としてどのように活動しているかということです。それと、国で検討されていることがどういう意味を持っているのか十分理解できないということで、我々が現在地域運営組織を進め、動かす中で課題になっていること、あるいは今後の展望として、今日もお話がありましたが、成熟していない組織というのはなかなか次の段階が考えられないわけですので、その辺が進んでいない段階でこれから先のことを各地域で先生方がお話しされるにあたり、先生方も十分理解できていない部分があるため、なぜこういうことが検討されているかという質問がありまして、このように事業を進めてくると、最終的にはいろんな法人化の問題、つまり持続可能な組織にしようとする、何らかの制度を設けてもらわなければならないということがあります。現状の中では法人化についてはこういういろんな課題があるから、そういう問題の一つ一つを、総務省さんの方でいろいろ検討されているといったことをお話ししております。

そういう意味で、今、壁に突き当たっているのはこういう部分、例えば自立するには財政的にみなし寄附とか財源の確保をしながら進めていかなければならず、行政にずっと頼るわけにいかない、自立した組織をつくるにはこれからどうしたらいいかということを考えていかなければなりません。そうしてこそ持続する組織になると思います。また、地域でも人口減少が進んでおり壁に突き当たっています。そういう課題をどこへ持っていくといいかということもあります。待っていても行政もどんどん人が減る、従来通りの仕事ができないという状況になってきたときに、集落に投げかけられても困ることになります。元気な組織を設けていかなければ、日本全体が停滞していきます。

特に中山間地域は農業問題が非常に大変な状況になっておりまして、荒れ地がどんどんできています。そういう中で何らかの手だてにより人口対策が必要で、いろんな進め方を考えている。だから私は、出会いの場とか新しいものをどんどん取り入れながら一步一步進めている。それには財源も要するという話も話しております。

雲南市長が代表を務めているネットワーク会議でアンケートもされていますが、これは、人口問題が各地域の一番大きな課題であるということです。次に、仕事あるいは業務の分担、権限の問題について戸惑っているということがあります。どのようにすみ分けをして、今後地域が元気な状態で動けるかということです。自治体が組織を押しつけ、やらされるということではなくて、やらせてもらえることと、それによって地域がどう変わっていくかということを考えながらも、そのすみ分けがなかなかわからない。権限の問題も曖昧になっているということで、その辺のところは心配されます。

もう一つは、財源をどのようにして確保していくのか、つまり資金確保の問題があります。そういう面では、みなし寄附をどうすれば適用できるのか、それから寄附控除という

ことも求められ、住民が会費を出しあい、それに控除が適用できないかと思います。総務省さんの報告書では「賦課金」という表現もされておりますが、そういうものを一步一步詰めていただき、できるだけ早く動けるようにすることによって成熟した組織が成り立つと思っております。

以上が私の感想です。

○小田切座長 ありがとうございます。非常にリアルな、そして新しい論点もいただきました。

それでは、ほかの委員の皆様方、いかがでしょうか。池本委員、よろしいですか。お願いいたします。

○池本委員 ありがとうございます。私からは4点あります。

1点目は、参考資料2でお配りいただいております法人化のガイドブックです。作成、ありがとうございました。何点か補足するといいかんと思う点がありますので、それはこの場ではなくて、メモでお渡しして、もし可能であれば反映していただければと思います。

2点目は、地域住民主体型のNPO法人についてです。通知の発出以来、全国で51法人が認証されたということで、私もさらに詳しく勉強していきたいと思います。また今後、地域住民主体型のNPO法人から条例指定で認定NPO法人にステップアップしていただき、今、加本委員からもご発言がありましたみなし寄附金、事業を行う団体には非常にニーズの高い税制ですので、これを活用できる団体がふえるように、制度を周知していきたいなと思いました。

3点目は人材育成です。法人化すると、事務局機能はさらに重要になってきますので、組織内部の成長と、もう一つ。地域で事務局機能を委託できる事務センターの整備はいかがでしょうか。複数の学会等から事務をまるごと委託されている団体はいくつもあります。そういった支援も考えていってもいいのかなとお話を伺いながら考えました。

最後に、不動産の利活用推進です。つい先週、朝日新聞で、公益信託の仕組みの見直しが行われているという記事を見ました。企業やNPOも不動産等を預かって公益事業に使うことができるよう検討中という話で、まだ詳しく調べていませんが、こういった制度を実現し、活用できれば、地域に分散している森林や空き家などを公益事業のために使えるようになります。不動産等を寄附するという話だと、ちょっとハードルが高いと思われる方も多と思いますが、信託の方法で進めていくことができるかなと考えています。

以上です。

○小田切座長 ありがとうございました。具体的な論点をお教えいただきました。

ほかはいかがでしょう。では、辻先生、よろしいですか。お願いいたします。

○辻委員 久しぶりにお話をお伺いしまして、政府の方々も委員の皆さんもそれぞれの立場で真摯に取り組まれていると思いました。

幾つかありまして、1つに、皆さんそれぞれ努力はされているのですけれども、今、行われている総選挙においても、地方創生や小さな拠点・地域運営組織の形成などが、大き

な政策課題と認識されなくなっているということです。全体として頑張らなければなりません。これが1点です。

2点目に、そうした中で、進捗管理表、フォローアップ表を見せていただきましたが、関係機関も協力して非常に真摯に対応されています。一生懸命やっただけだと思いません。

3番目に、地域の今の実情を改めて考えますと、地域を支える方々の多様性に気がつきます。今日もお話の中にありましたが、金銭的余裕は限られているが、時間はあるので、もっと協力したいという方がおられますし、逆に、時間はないが、金銭的には若干余裕があるので、資金面で貢献したいという人もいます。

同時に、人口減少と高齢化が進み、鳥獣被害が増えだし、これまでの集落行事も続けられず、今の自分の生活を守るのだけで精いっぱい、とても新たに活動したり、負担できないし、また、そういうことに警戒感が強い傾向が蔓延してきている面もあります。気持ちはあるのですが、先行きを考えると慎重にならざるを得ないのです。こうした地域の多様性を的確に踏まえて、しっかり考えた対策を打っていくことが必要であると思いました。とりわけ、地域運営組織や小さな拠点の形成を考えると、この多様性は非常に重要です。地域の人たち全員を強制加入させていく法人組織をつくるのは、なかなか難しいです。

さらに、今後、市町村全体として人口減少するがなかでも、人口を維持できる地区を一定程度、確保していく多様性も重要です。都市再生法の中では、人口を維持する居住誘導区域を都市計画区域内に定めます。人口減少が激しい田舎においても、一定程度、人口密度を維持できる地区を確保するために、一歩踏み込んで小さな拠点を再定義し、そうした多様性において法人組織のあり方も考えるというのが、あり得る一つの方向ではないかと思いました。

最後にもう一つ、小さな拠点を結ぶネットワークについてです。ネットワークというのは、インフラ整備や公共交通機関によって確保される側面も、もちろんありますが、同時に、きょう話がありましたように、各集落を支援する事務局間のネットワークとか、複数の集落の地域組織を同一の事務局が応援するとか、集落を超えるソフト面での人的つながりやノウハウも重要です。

地方独立行政法人に関しましては、市町村の垣根を超えて活動しやすくする自治法改正が既におこなわれています。市町村の枠にとらわれない公共性にこだわるとしたら、地独法を活用して、集落を支援していく。こうした組織の活用もあり得ると思いました。

以上です。

○小田切座長 実態認識から制度の論点まで幅広く御意見をいただきました。

制度の議論をいただきましたので、ここで議論を広げまして、法人化の取り組み状況も含めて討議をいただきたいと思えます。飯島先生、いかがでしょうか。お願いいたします。

○飯島委員 ありがとうございます。

総務省の研究会に参加させていただいたことも踏まえまして、名和田先生、植田室長、

そして特に、板持企画官のアンケートを拝見した上で感じましたことを、私なりの理解に基づいて何点か申し上げたいと存じます。

まず、総務省の研究会報告書は、地域運営組織だけではなく、エリアマネジメント、植田室長からもございました通り、特に都市部、しかも住宅地の新規開発の場合に、上乗的に生活環境を良好にするという動きも踏まえて、どちらも踏まえた上での議論であったと認識しております。

その中で、私的な組織の活動が望ましいのだということが基本的な立場でございました。最初に小田切座長から御報告がございましたが、分離型について、特に多様な形態が非常に発展していることも踏まえたと、こういった私的な組織で対応できる、あるいは対応すべき部分については、そちらでやっていくべきだというのが基本であろうと思います。

ただ、私的な組織ではどうしても限界があるというぎりぎりの部分で、強制加入団体というものを制度設計して、一つの選択肢としてお示しするというのが、この研究会の一つの課題であったと思います。

名和田先生は前半のほうを御報告くださいましたので、後半について私なりの理解を申し上げますと、私的組織の限界として、この研究会ではフリーライドの問題を課題の基本に据えた上で、憲法21条の結社の自由に照らして、強制加入団体として制度設計するにはどのようなものがあり得るのか、法的に検討したわけですが、このアンケートの中で示されている警戒、例えば行政の下請になるのではないかとといった懸念につきましては、報告書の37ページとか40ページに、市町村の事務との関係では上乗せサービスだという整理がなされていると認識しております。

公共組合型と特別地方公共団体型については、47ページに整理した表が載っております。公共組合は、構成員による共同の事務の遂行であるということで、現行法制度上の土地区画整理組合や土地改良区は、法律によって事務と構成員を限定して強制加入を認めているわけですが、地域の課題を解決するという場面ではこういった限定がかかりにくいことから、その代償として手続的な権利保障、それから事務の限定、何でもできるわけではないという限定をかけることで、構成員の権利の保障を図るということであろうと思います。

このように、公共組合型ですと事務を限定せざるを得ませんので、事務の限定のない形で、現在地域運営組織で取り組んでおられるような幅広い地域の困り事に対処するには、特別地方公共団体型があり得るだろう。ただ、これは地方公共団体ですので、相応の規律がかかってくる。その中で住民のイニシアティブに基づいた組織とすること、また、住民が主体となって運営するからには簡素なものである必要があることから、このような設計がなされているのだろうと思います。

特別地方公共団体につきまして、アンケートの中でも名称が悪いという意見がございましたが、私の個人的な意見としましては、みずからの政府はみずからつくるというのは自治の基本でもありますので、スーパーコミュニティ法人といった先進的な取り組みをしておられるところについては、いわば夢をもって、特別地方公共団体あるいは公共組合に踏

み出すということもありうるのではないか。制度設計に至るには、さまざまな御意見を踏まえて、より詰めていかなければなりません、そういった一つの可能性としての選択肢が示されたということをご補足させていただきます。

以上でございます。

○小田切座長 ありがとうございます。報告書は、実はかなり幅広く検討していただき、かつ精緻な議論がなされていると私自身も思っております。ありがとうございます。

名和田先生、先ほど御報告いただきましたが、今回の議論全般についての感想なども含めていかがでしょうか。

○名和田委員 先ほど感想を2つの点について述べて、あれは実はきょう参考資料というのか、私が書いた文章の最後のほうに書いてあることなので、感想も申したと言えは申したのですが、なお若干申しますと、きょう板持さんのほうから報告いただいて、やはりなと思ったのですが、公共組合タイプと特別地方公共団体タイプということで、正直言うと、私、素人ですので、最初は公共組合タイプにかなり期待したのですが、議論していくうちに結構制約が多くて、例えばきょうまだ話題になっておりませんが、期限を設けるべきではないかと。これだけ面倒くさいことをやらされて、期限5年とか。私は99年でもいいのではないかと申したりしたのですが、5年とかそういった数字まで出てきていて、結構面倒くさい割に使づらいなという印象があります。

特別地方公共団体タイプのほうが、名称については、すでに地方自治法の中には「財産区」というものがあるわけだから、「事業区」とか、ともかく親しみやすいものを考えたらよろしかろうと思うのですが、特別地方公共団体タイプのほうがなかなか使い勝手がいいのではないかなという印象を持っております。憲法第21条の結社の自由の例外をつくるわけですので、非常に慎重に制度設計を試みていますけれども、もうちょっと現場に即して簡便にできないのかなと。この辺はぜひ総務省の方々にもお知恵を出していただいて。板持さんあたりの呼びかけで7月25日に研究会が行われまして、小田切先生にもお出ましいただいたのですが、あのおきにも総務省の方に、多分非公式だと思うのですが、そういった工夫が意見として述べられたかと思えます。

そういった方向で検討していただくと同時に、先ほど申しましたように、かなり幅広くこういったことに使えるとか、こんなのでは誰も使わないぞとか、そういう議論が幅広く湧き起こってくる必要があるのではないかと今、感じております。現時点ではそういう感想を持っております。

○小田切座長 ありがとうございます。

その意味では、ネットワークの意見聴取が今後どう進むのかということも関心が出てくるわけですが、板持企画官、いかがでしょうか。今後、どのような調査をされて、その後どう予定をされていますでしょうか。

○板持企画官 私どもとしましては、先ほど名和田先生からもありましたとおり、地域のほうが成熟度が上がってまいりますと、特別地方公共団体タイプを求められるところが非

常に多くなってくるのではないかと考えておりました、そのために、私どもとしましても普及・推進ということは引き続きやっていかなければいけないだろうと考えております。

一方で、報告書の内容としまして難解な部分もございますので、先ほど飯島先生等からございましたとおり、言葉の意味とか、論理的に理解ができるようなこともやっていかなければいけないと感じております。

○小田切座長 ありがとうございます。

総務省サイドでもその点についてぜひ御支援をいただければと思います。

それでは、最後に総合討論の時間もございますので、差し当たり進めさせていただきたいと思っております。議事（３）KPIの評価・検証についてであります。非常に重要な議題だと思います。おつき合いいただきたいと思っております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

（資料7、参考資料3に沿って説明）

○小田切座長 ありがとうございます。

冒頭で吉田参事官からもございましたが、KPIの見直しの大きな委員会が走っているということで、そこに対して小さな拠点あるいは地域運営組織のKPIの見直しをどう考えるのか、そんな意見が私どもから提出するということになるようであります。

今ありましたように観点が3つございますので、それぞれ深掘りしていきたいと思えます。まず観点1、小さな拠点の形成数についてはいかがでしょうか。名和田委員、どうぞ。

○名和田委員 この点は昨年度の委員会でも発言させていただいたかと思うのですが、地域運営組織というのをアンケートで調査するとき、たとえ厳密な定義が行われても、答える側が本当に真意を理解するだろうかという疑問があって、出てきた数字が私の研究上知っているいろんなデータと全然合わないものですから、ちょっと変なのではないかという問題提起をさせていただいたかと思っておりますが、今回御説明を聞きまして非常に納得できたところがあります。

つまり、認識が進むことによって気づいて、あ、これも地域運営組織なのだ、これが地域運営組織なのだということで、政策主体の側と現場の意識が大分合ってきていて、正確に数がカウントできるようになってきた。この時点で目標値を上げるとか、そういうことが当然必要になっていくと思えます。その点は非常に得心がいった気がいたします。多分県レベルでかなりつかんでおられるのではないかと。先ほど兵庫県の御報告を聞きまして、だいたい県レベルでつかんでおられるようなので、そういうものをばーっとアンケート調査で投げるだけでなく、積み上げる形で数を把握するといったことが今後は可能になって、より精密な数が出てくるのではないかと期待しております。

それから、小田切先生は3つに分けられましたが、それに今、入らなければ後でということにさせていただいて結構ですが、もう一個ありまして、地域運営組織の中で集落レベルのものと小学校区レベルのものがあるということにちらっと触れられたと思うのですが、都市部で言うと単位自治会レベルのものと連自治会レベルのものがあるという

ことになろうかと思うのですが、この2つの間で取り組み状況の違いとか、何か違いがあるかどうかというのをいろいろな方にお聞きしたいなと思っております。

以上です。

○小田切座長 ありがとうございます。

1点目に、実態の把握率といいたいまいしょうか、その状況を確認されました。改めて見ますと、これは観点1、観点2に共通するのですが、少し大ざっぱに言ってしまうと、小さな拠点につきましても、面的なものということもあって、その把握率が比較的高いというか、正確度が高い。一方、地域運営組織は数自体も多いし、小さな拠点のようにネットワークという明確なものが存在していないということもあって、調査と現場の方々の認識に伴って把握率が高まっていくという傾向がある。つまり、小さな拠点の動向と地域運営組織の数の動向はちょっと違う傾向があるのだという認識は持つことができますか。いかがでしょうか。

○青柳次長 恐らく違う傾向というよりも両方同じで、認識が進んでいくにつれて増えてくるということなのかなと思います。一見すると、地域運営組織は、ほとんど倍増で、こちらのほうが増加が激しいかなと思われるかもしれませんが、小さな拠点については、実は都道府県の説明会などをやると、定義がよくわからないということをよく言われるのです。ただ、我々としては、厳密にここからここまでが小さな拠点で、ここからは小さな拠点とは言えないというふうに切るような世界ではないものですから、機能がきちんとあるのであれば、それは小さな拠点ではないですかということで、とにかく市町村にキックボールをして把握をしてくださいとお願いをしているところであります。

ある意味では、その都道府県とのやりとりがある程度進んだことによって、1年間で200カ所近くふえているという部分はあるかなと思います。恐らく来年調べると、またふえてくる可能性はあるかなと。逆に言うと、そこが頭打ちになると実態に本当に合ってくる状態かなというところで、まだ見えないところでございます。

○小田切座長 了解いたしました。

政策が進めば進むほど、その政策の効果はもちろんあるのでしょうけれども、政策効果よりも認識効果により数がふえているのが今のところ大きいのではないかと。これは両方ともそうだという認識をいただきました。

そのことを前提にして、観点1、観点2もあわせて皆様方から議論をいただきたいと思っております。名和田先生からは、数としてはふやす、KPIとしてはふやすのは当然ではないかと、そんな御発言だったと理解してよろしいでしょうか。

○名和田委員 そうですね。

○小田切座長 ほかの皆様方、観点1、小さな拠点の形成数、観点2、地域運営組織の形成数、この点についていかがでしょうか。池本委員、お願いします。

○池本委員 最初に小田切先生のお話で、分離型、特にネットワークと呼ばれる形態がふえてくると伺って、今後もそうだろうと思うのですが、これは1と数えるのか。例えばあ

ば村の例だと、外に切り出した団体なども出てきて、全部で5となるか。書き方に見本があったと思うのですが、どうなっていましたか。

○青柳次長 調査自体は総務省さんで行っているのですけれども、基本は5つ分かれています。5つ上がってきます。1個にまとめてというのは基本的にないのです。ただ、基本的に市町村が把握しているものという世界なので、把握の仕方が、まとめてしまえばまとまった形で上がってくる。あば村でリスト上がってくれば、1個にまとめず、そのまま上げるといった感じですね。

○池本委員 回答を尊重するという形ですね。

○青柳次長 はい。

○池本委員 ありがとうございます。

○小田切座長 ただ、総務省の調査では、定義としては、協議組織と同時に活動組織と。協議組織かつ活動組織というふうに言ったと思いますので、多分あばの場合には1個でしょうかね。つまり、ヘッドクォーター部分が1つです。

○池本委員 書き方の見本の充実など、毎年アンケートは改善されていますけれども、どの程度回答を精査してから数に落としているのか、または、分離型・ネットワーク型もふえてきた状況を示した上で、回答は尊重してそのまま数におとしているのか、はっきり示しておいたほうがいいのかなと思いましたので。

○小田切座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。矢野委員、お願いします。

○矢野委員 私は、組織を立ち上げるときに、住民の皆さん方は、難しいことを考えると前に進まないということを感じており、地域の課題を解決する仕組みだという言葉、私が伝えてきたのは、地域の不安の解消を図りませんかと言ってきました。「課題の解決」と言ったら、何となくかた苦しくて、大きなものに捉えていくような考え方があったものですから、「不安の解消」ということになると、あ、それなら小さなものからやれるのだねという思いで、捉え方、受け答えが違うのですよ。

ですから、そういう言い方をしていくなれば、地域運営組織の形成数というのはもっともっとふえているのではないかと。いろんなところの話を聞くと、潜在的なことがあるのではないかと感じているのですけれども、どうでしょうね。

○小田切座長 いかがでしょうか。この点はむしろ実態認識をすり合わせてみたいと思います。名和田委員、お願いします。

○名和田委員 昨年発言しましたように、今、日本都市センターの調査によると、全国の都市自治体について言うと、6割の自治体が都市内分権をしていると。都市内分権の各住民組織をほとんど地域運営組織と言えらると思うのです。単純な仮説を置いて掛け算をすると、多分5,000どころではないはずなのです。

政策主体のほうも、あ、こういうタイプの活動をしている協議会組織があるのか、では、これも地域運営組織と言えらるねとか、そういう形でフィードバックしながら、概念の精緻

化とともに現場との共有化を行って行って、先ほどだんだん頭打ちになったら精密になったのかと言われましたが、その通りではないかと思えます。その状態を目指しながら、相互にフィードバックし合っていくということが大事ではないかなと思えます。

○小田切座長 ありがとうございます。

政策目標を掲げると同時に、調査の精緻度を高めていくというプロセスが必要だということだと思えます。

いかがでしょうか。辻委員、お願いいたします。

○辻委員 ここで定義している小さな拠点とか地域運営組織は、まさに今、議論があったように、この概念の普及とともに、まだ、ふえると思えます。しかし、実態で言うと、別に地域運営組織や小さな拠点として認定しているわけではありませんが、これまで町村部にはたくさんの活動する集落・組織・拠点がありません。

今後、残念ながら町村人口はさらに減少していきますので、認定しているかどうか、自己認識しているかどうかは別として、実態的に活動できる地域運営組織や拠点数は、適正に減っていかねばならなくなります。実際は、現行水準に対して、今後、どの水準まで維持するのが効果的なのかということのほうが、質まで考えた、的確な目標設定だと思います。有名無実な拠点や組織をカウントしたり、やみくもに目標値をあげていくのは、実効的なことではないと思えます。

ちなみに、例えば過疎地域において、地域医療をどうやって確保するかという問題がありますが、この問題解決のためには、逆説的ですが過剰な病床等を的確に減少させていくことが必要です。私自身、学内で評価・指標を担当し苦しんでおりますが、そうした現場の担当者の立場からすると、テクニカルに高い目標を掲げることは、いかなものかなという感じがします。

○小田切座長 大変重要な意見が出てきました。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 実はおととい石巻、被災地のほうに行って研修を担当してきたのですが、住民が今、仮設を出て集合住宅であったり、新しいコミュニティーをつくらうとしているのですが、アンケートを見て、住民が一番最初に挙げているのが組織・地域のマネジメント、運営をやっていかなくてはいけないということに対して、行政のアンケートのトップが担い手の世代交代ということを行っているのです。

住民側が新しいところに移転する、あるいは新しいコミュニティーをつくるに当たって組織化をしなくてはいけないということに対して、普通に住民側に行政の思いと住民側の思いが公開されている部分があるので、ある意味これは危険ではないですかという話はしたのですが、特に被災地においては地域運営組織あるいは地域をきちんとマネジメント、コーディネートできるような形を求めているというのは事実です。ただ、そこにはいろいろな人たちが集まってきているものですから、ネットワーク、地域の連帯であったり、それをつくるのにまだ苦慮しているという部分があるので、その辺は行政がリーダーシップを

とりながら進めていかななくてはいけないのではないかなと思うのです。ですから、そういう意味で、東北の場合、運営組織の形成というのは今後ふえてくるのではないかと感じております。

○小田切座長 先ほど辻先生は、地域運営組織が、そのど真ん中のものは場合によったら減っていくのではないかということだったのですが、逆に高橋委員は、やはりふえていくのではないかという認識を示されました。

○高橋委員 あと一ついいですか。

○小田切座長 お願いします。

○高橋委員 地域運営組織のあるべき姿は何だろうという部分です。地域運営組織は、どのレベルまで達していれば地域運営組織となるのかという部分です。レベル5のうちどこまで目指そうかという部分がないと、その辺の運営組織をつくるに当たって、目指す方向性が見えていないのではないかなと思うのです。

例えば雲南市さんの活動を一つのモデルとするならば、それを基準にして今どこまでできているのかとか、そういう指標があって、ここまでできていればある程度自立と言えるのではないのかとか、それは質の部分で、ある程度それも見える化をしていかないといけないのではないかと感じています。

○小田切座長 そうすると、現行の地域運営組織の定義の中でさらに絞り込んだ、つまり、現行のものを広義地域運営組織だとすれば、狭義地域運営組織という概念をつくって、そこについての目標を別途定める、そういう御意見になりますでしょうか。

○高橋委員 例えば合意形成のあり方についても、地域の何割が参画しているとか、あるいは事業ベースであったり、あと財政規模。例えば住民の会費の割合とか、あるいは自主財源の割合とか、そういうものが理想としてどこまでできているかということが見えると、目指す方向性がその地域の中でも組みやすいのではないかと思うのです。あるいは行政も支援する目安ができるのではないかと思うのです。

○小田切座長 ただいまのように、この議論は何よりも現場の声が大切です。濱西局長、板持企画官、いかがでしょうか。お願いいたします。

○濱西局長 我々も先ほど話が出ました集落レベルなのか、全体なのかというので、今、兵庫県の中ではいろんな都市が、実際小学校区がだんだん合併していて、自治会が2本立になっているのです。一つの単位自治会と全体の自治会。先ほども連携とネットワークという話をさせていただきましたが、NPOがコミュニティー型とテーマ型があると思うのです。それによく似た状況がいろんな地域で出ていまして、攻めのあれと守りの組織というものもあります。基本的に我々も集落は守りで、攻撃が攻めだというふうに地域再生大作戦のあれを組んできたのですが、物によっては変わってきました。

例えば自然地形にもかかわってくるのですけれども、鳥獣対策をするときにはどこと組むとか、幾つかあるのです。だから、地域運営組織と言っても、そういう意味では、先ほどおっしゃったように、こういう説明をすれば恐らくふえるのだと思う。全体の緩やかな

ネットワークでやっている地域運営組織と、例えば観光とかインバウンドを受けようとする、それは小さい集落では受けられませんから、それは大きいところで一つの組織をつくる。生活とか暮らしという部分では集落で地域運営組織を持っているのです。

ただ、そうはいつでも、例えばA集落と幾つかの集落がなったけれども、地域運営組織を持っているのは、地形的にはA集落しか持っていないで、それ以外のところで全体で大きい、例えば雲南市さんなどでは、朝来市とか養父市というのも、今も実は2つ持っていて、そういう大きい組織には総務省さんの集落支援員を入れて、事務局を持っている。だから、総務省さんにいただいた集落支援員というのは物すごく意味があって、学校自体の事務局があるので、集落は自分たちのことだけやっておけばいい。地域運営組織の考え方というのは、先ほど先生がおっしゃったように、数えようと思うと、ふえていくのだと。そこをどこまで。

我々の県のほうは、地域運営組織は基本的には校区単位と考えていたのですが、小さい集落でも2つで、校区の中でやっていることとは別でやっているところも生まれてきているのです。強いところは。そういう意味で、数の数え方が現時点では難しいなというところがまだ。

○小田切座長 ありがとうございます。

地域運営組織は一部では重層化しているという実態を私も確かに確認しております。

ほかにいかがでしょうか。まず、観点1、観点2の量的なこと。加本委員、お願いいたします。

○加本委員 地域運営組織の関係ですけれども、例えば雲南市の場合は全部で30組織ができていますが、市の方で認定しておりますから、組織数はそう動くことはないわけですけれども、各地の市町村で集落単位で高齢化が進み、もうやっていけないということで、立ち上げたいという声が結構あるのですが、ただ、それが市町村段階ではなかなか本腰を入れられないとか、地域から市町村に対して雲南市を見習って進めて欲しいと突き上げがあったりして、声は上がっているけれども、行政がそういう対応がまだできていないということが何カ所もあるわけです。

そういう面では、今後増えていくということは确实だし、また、進んでいるところは、先ほど辻先生もおっしゃいましたが、今後ベッド数が減る中で、地域医療を終末まで、要介護度3以下のところは地域で看取りをしようという話が今どんどん出ています。そうすると、我々はそういう事業にも参画せざるを得ないかなと思っています。どこが受け皿なのかといたら、我々が入るわけですね。つまり地域運営組織です。そうすると、今、小学校区単位でしていますが、規模がそれ以上に大きくなるとそういう対応ができてこないなと感じています。それで若い人が勤めに出て、高齢者の仲間で働ける人が支えていく。そんな地域がこれから必要だと思っています。今度ある程度成熟した地域がまとまってきて、2つ、3つが1つになってその地域を運営していくようになるのではないかと思います。

今、私の地域では1,300ぐらいの世帯数ですけれども、それが減ってきて集約される。そしてレベルを上げた事業をやっていくようになるというような気がしております。数は当面は増えると思っております。

○小田切座長 農業の集落営農も山口県、広島県などでは広域連携が進んでいるという実態もありますので、今おっしゃった事態は地域運営組織でも生じるのかもしれませんが。

いかがでしょうか。先ほど私が申し上げた調査が進めば進むほど、政策が進めば進むほど現場での認識が進んで、数としてはふえてくるし、そして現に認識効果だけではなく、政策の効果のもとで新たに設立されてくるものもふえていく。当面はふえていく。それを当面はKPI化するというのでしょうか。ただし、将来的には広域化によって数が減ったり、場合によっては辻先生がおっしゃったような意味で数が減っていく。それもターゲットングしていくべきだという、そのあたりはいかがでしょうか。

○青柳次長 御意見を踏まえてこれから検討していきたいと思いますが、1点御意見をいただいておりますが、今、地域運営組織の形成数、先ほど御説明したように、3,000団体というのは全国一本です。中での議論としては、全国一本の目標は、それはそれとして立てる必要があると思うのですけれども、内数というか、過疎地域ないしは市街化区域を除くという数字があってもいいのかなと思うのですが、それについては、先生方、いかがでしょうか。

○小田切座長 名和田先生、お願いします。

○名和田委員 場合によっては論点3も一部含む、もう既にそういう議論も若干含んでくるかと思うのですが、集落レベルと校区レベルということはこの場では意識され始めていて、そうすると、それごとに観点3で言うところの質の評価も違うと思うのです。先ほどそれについても高橋委員から重要な御示唆をいただきましたけれども。そうすると、地域ごとにもまたそういう動向が違うということになって、ある程度地域ごと。極めて大ざっぱに西高東低と言ったりしますが、もうちょっとブロックごとに考える必要があるのかなと思っております。

○小田切座長 地域ごと、いわゆる地帯ごとということになると、地帯ごとのあるべき姿、都市部ではこういうものがあるべき姿だ、農山村ではこういうものがあるべき姿だという、その目標も変わってくるのでしょうか。名和田先生、そのあたりはいかがでしょうか。

○名和田委員 だんだん観点3のほうに行ってしまうのですけれども、1つは、私は昔から「コミュニティ・ニーズ」という言い方をされていて、ヨーロッパですと、それは市町村の仕事ということで一元化されているのだけれども、日本の場合は、身近で軽易な、しかし、重要な公共サービスは地域側がある程度やってきたという歴史があると思うのです。その中で、例えばよく農産物集落で話題になる買い物難民問題とか、その中でもガソリンスタンドとか、いろいろありますね。典型的な満たされるべきニーズで、かつ行政がもはや保障できない、あるいは市場、マーケットが保障できないようなものについて、どのぐらい充足しているかというような質の評価の仕方。それは多分集落レベルと校区レベルで違

うと思うのです。そこを少し分けて考える必要があると思います。

辻先生の御意見を聞いて、目標値というふうに考えると何かおかしくなるなという気がするのですが、現状を認識するためのツールとしてそういった枠組みを整備していくということが必要ではないかなと感じますが。

○小田切座長 ありがとうございます。

いただいた時間があと5分ほどになっておりますが、5分ほど延長してもよろしいでしょうか。

○青柳次長 先生方がよろしければ。

○小田切座長 委員の先生方、いかがでしょうか。12時5分まで延長させていただいて。ほかの皆様方もよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小田切座長 大変申しわけございませんが、そうさせていただきます。

今、観点3の中に入っておりますので、事業の取り組みを質の中に入れるべきだという積極的な御意見がございました。

観点3で、ほかにはいかがでしょうか。お願いいたします。

○名和田委員 先ほど高橋委員がおっしゃった中で私になるほどと思ったのは資金構成です。寄附とか事業収益とか行政から来る金とか、いろいろあると思うのですが、行政から来るお金の中でも一括交付金みたいなものとか指定管理料とかいろいろあって、その構成は重要だなと。日本の地域運営組織というのは、事業性が高い組織として設定されているので、そこは重要で、かつこの点については、都市部、市街化区域の地域運営組織とそうでない地域運営組織でかなり違うと思います。そこは資金構成の問題が重要だと思います。

○小田切座長 いかがでしょうか。

質の話はまさに中身の話ですが、大変重要な議論ですが。

皆様方にお配りされている事務局のメモでは、法人化されているかどうかというのも一つの指標になるのではないかと。あくまでも例えばですが、そういう意見も出ておりますが、ここはいかがでしょうか。

○加本委員 法人化は目標であって、法人化が尺度になるというより、どんな活動をしているかが原点だと思っています。これを資金の問題とか規模の問題、いろんな捉え方があるかと思いますが、それは非常に難しい問題ではないかと思っています、どういう規模のところがどうあるかであって、ある程度成熟化してくると、どこも法人化を目指すようになってくるのです。それをしなければ持続できないわけですから。だから、この問題を法人化で捉えるというのはちょっと難しいと思います。我々も10年以上取り組んでいるのですが、法人化しようと思っても、なかなか思うようなものがないので、今、新しい法人格について考えておるわけです。ただ、活動だけはしっかりやっているつもりで、小規模多機能型でやっているのです。これが入るか入らないかと言われても、そんなものではないだろう

という気がしますので、それを法人化の問題でチェックするのというのはなかなか難しいと思います。

○小田切座長 ありがとうございます。

頭の整理の意味で冒頭に申し上げましたように、形式の整備、内実の整備という論点で言えば、あくまでも選択肢ですが、形式の整備の一つとして法人というのが出てきて、内実の整備の指標として事業というのが出てくるかもしれません。

そんなふうに分けると、私から意見を申し上げてみたいと思いますが、住民参加の指標が何らかの形で必要ではないか。それがやらされ感を持っていない組織の指標になるように思います。その点で、住民の参加率とか会議への結集度とか、これは数字としては非常に難しいかもしれませんが、何がしかのものをとる必要があるように思います。

○矢野委員 私は、活動を行ってきて、その指標は、満足度の高さによって変わってくると思います。最初は個々の満足度から始まり、次は組織としての満足度の高さに変わってくると思います。組織としての満足度ということは、経営活動になるということです。私は、不安の解消からの始まりが満足度の度合いとともに指標にかかわってくるのではないかと考えています。私どもの場合は物的なものよりも精神的なつながりから組織づくりがはじまっていますから、そのつながりというのは強いものがあり、長く続いていく。

物的なものは壊れる可能性も高いですから、今、精神的なつながりにより徐々にいろいろな事業が興っています。このことから、個々の意識を高めていく作業が満足度に変ってくるのだと。私は住民参加の指標として一つ言えるのではないかなと思っています。

○小田切座長 なるほど。非常に積極的な提案をいただきました。

いかがでしょうか。加本委員、お願いします。

○加本委員 再三申しわけないですが、例えば雲南市の場合には地域自主組織ということで行政が組織を認定しているのです。認定した組織自体を評価して、それによって補助事業もやらせてもらえるという状況ですので、そういう面では、行政サイドで判断してどうだろうか。そういう方法はいいのではないかと思います。私の視点で考えますと。

○小田切座長 法人化しているかどうか重要だけれども、それだけではなく、条例によって行政が認定するという仕組みを数としてカウントするという御意見が出ました。これについては、多分名和田先生から御意見があると思います。

○名和田委員 まず、小田切座長から非常に重要な問題提起で、住民の参加率をはかる指標は確かに重要ですね。私、すぐには思い浮かばないので、参考までに事例として申しますけれども、都市部ですと、そういう認定の仕組みのときに、区域内の単位自治会が何%入っているか、半分以上入っていることが認定の要件とか、あるいは全部入っているのが認定の要件とか、入ってくれている単位自治会の数というのが指標の例として一つある。

もう一つは、これは私もちょっと自信がないのですが、公募委員を入れているかどうかということを重視している自治体もあります。茅ヶ崎市とか。あと、地域自治区制度をやっている宮崎市の場合は、地域協議会という審議組織が置かれるわけですが、そのもとで

実働しているのが地域まちづくり推進委員会という組織でありまして、これはここで言っている地域運営組織だと言ってよいと思います。こういう二層構造になっている、わかりやすい事例なのですけれども、地域まちづくり推進委員会にボランティアで参加してくれる人が何人いるかという数字を宮崎市はかなり気にしていて、ずっと数をとっているのです。実際に地域運営組織の実働に参加している部会メンバーの数というのも指標になるかなど。今、思いつきで事例を申し上げましたが、こういう数字をとって住民の参加率というのを、ぜひ指標として入れるべきではないかと思います。

○小田切座長 あと、条例はともかくとして、市町村に。

○名和田委員 条例については、現在、日本都市センターの2013年度と2015年度の調査があって、ふえているのです。こういう仕組みをやっている自治体の割合もふえているのだけれども、条例を定める数もふえているのです。割と普通の仕組みとして今定着しつつあって、特に都市部で自治会の加入率がどんどん低下していると、何でこの協議会だけが特別扱いをされるのかということの説明しなければならなくなってきて、どうしても条例を定めて認定をするということをしざるを得ない状況が都市部ではかなり出てきていると思いますので、少なくとも都市部ではこの事例が今後もふえるだろうと思います。

○小田切座長 条例の数というよりも、条例に認定された組織の数ということになりますでしょうか。

○名和田委員 そうですね。それもふえるということですね。

○小田切座長 高橋委員。

○高橋委員 法人化されているかという部分なのですが、法人化されているから評価が高いとか低いという話でなくて、その自立度であろうと思うのです。ただ、自立を図る上で法人格をとることによってメリットというものが生まれてくるわけですので、個人的には運営組織がどれだけ法人格を取得しているか、あるいはどういう種類の法人格をとっているかというのは興味があるところであります。

それから、先ほど地域運営組織として、自分たちは組織診断というところ。あるべき姿に対して、どれだけできているのかという部分が、住民参加率とか財源の比率であったり、そんなものが自己でも診断できるようなものがあると、一つの目安ができるのではないかなと思います。

○小田切座長 ありがとうございます。

既に時間に達してしまいました。一言だけ私から申し上げれば、地域運営組織それ自体についてのアウトカムは、問題を解決したということになるだろうかと思います。そういう意味では、問題解決指標を何らかの形で入れるということも考えられるのかもしれませんが。

いろいろと議論していただきまして、少なくとも量的観点については何がしかの形での上方修正が必要だろうと思います。ただ、具体的にそれを絞り込んでいった場合、つまり、質的観点を入れた場合にはいろんな意見があったと思います。

そして、質的観点については、実に多様な意見をいただきました。幅広く出た意見を事

事務局としてお酌み取りいただき、整理して、これはKPI検証チームに適切に報告していただきたいと思います。

それでは、時間になりましたので、ここで事務局にお返ししたいと思います。

○吉田参事官 ありがとうございました。

本日は、大変お忙しいところ、本当に貴重な御意見をいただきまして、総合戦略、KPIの見直し等々に反映してまいりたいと思います。

また、本有識者懇談会については、きょうも私どもにとっても大変参考になる意見をいただきまして、来年以降も年1回ぐらいフォローアップのために開催させていただきたいと思いますので、来年もぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これで終了いたします。本日は御多忙の中、どうもありがとうございました。